第１章　立地適正化計画策定の趣旨

１　計画策定の背景と目的

（１）計画策定の背景と目的

本市では、高崎市都市計画マスタープランにおいて、都心と支所周辺などの地域中心拠点を公共交通で結び、本市と近隣他都市とを高速交通ネットワークで結ぶ「多核連携都市の形成」を将来都市構造と位置づけ、まちづくりを進めてきました。また、地域社会に住む誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる「いつまでも、ずっと暮らしたい高崎」を実現していくため、福祉、医療、住宅、商工業など様々な分野で、全国に誇れる多様な施策を実施しています。

一方、人口構造の変化や激甚化する自然災害、都市間競争の激化など、社会状況が大きく変化しており、そうした状況変化に対応し、都市活動の持続性を確保するとともに、都市の魅力や市民生活の質の向上等を図ることが求められています。

そのような中、平成26年に都市再生特別措置法の改正により、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づいて、多様な分野の横断的観点から居住や民間施設も含めた都市機能の立地誘導を図る制度として、立地適正化計画制度が創設されました。

こうした状況を踏まえ、本市の都市づくりの理念である「多核連携都市の形成」と、「いつまでも、ずっと暮らしたい高崎」を一体的に捉え、それらの実現に向けた施策を取り組んでいくために、国の立地適正化計画制度に基づき、令和２年３月に「高崎市立地適正化計画」を策定しました。

本計画は、都市再生特別措置法第８１条に基づく立地適正化計画として、

●立地適正化計画の対象区域
●都市機能誘導区域および居住誘導区域
●誘導する施設
●防災指針

などを定め、

●都市機能誘導施策および誘導施設の整備事業等
●地域の状況に応じた居住誘導施策

を位置づけて進めるものです。

（２）立地適正化計画制度とは

国は、平成26年に、人口の急激な減少や高齢化を背景として都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画制度を創設しました。計画を策定すると、都市機能増進施設※や、周辺の都市基盤整備等に対する国の財政・税制・金融の支援措置等を活用して、まちづくりを進めることができます。

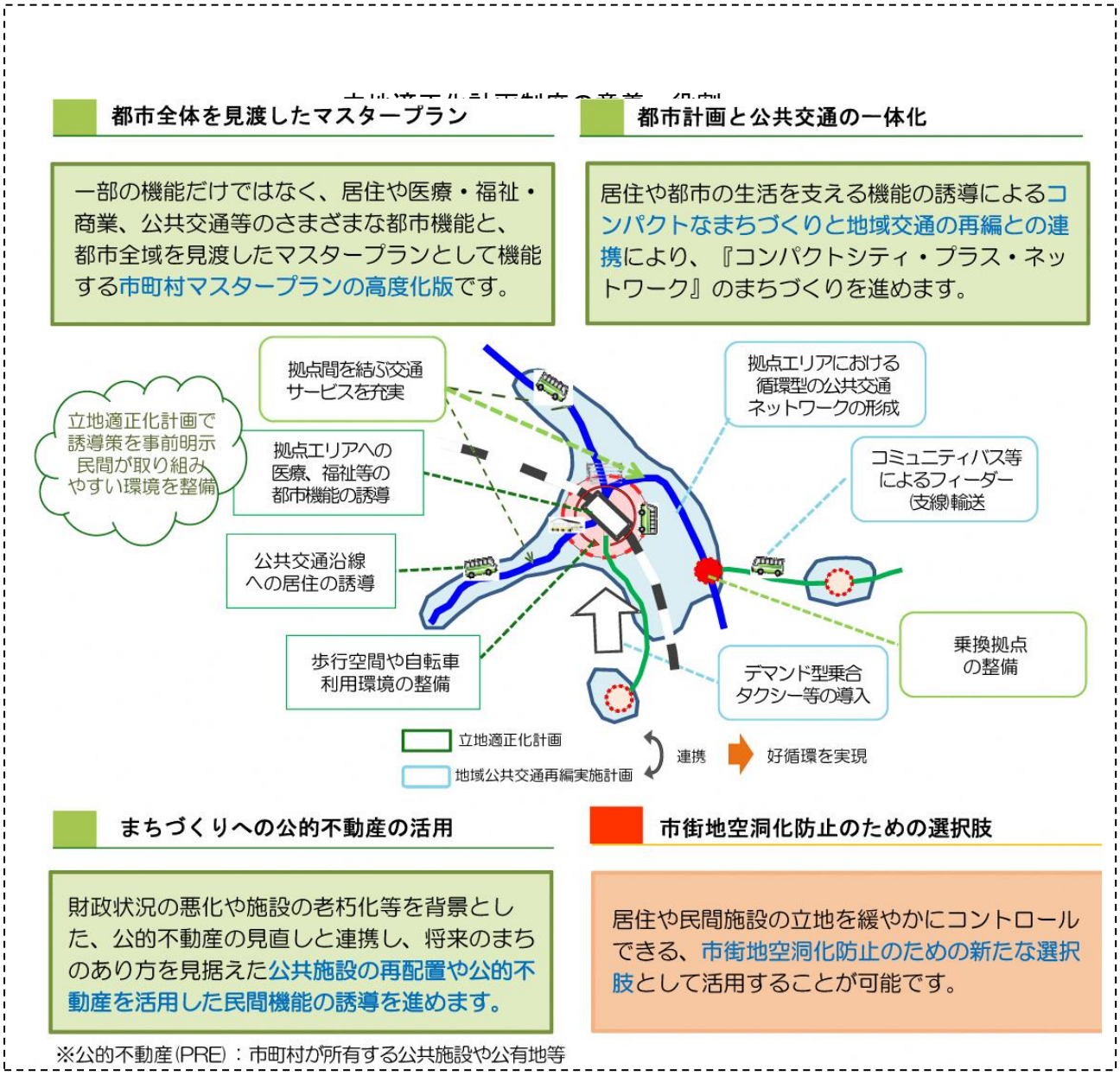

出典：国土交通省資料より

立地適正化計画制度の概要

●市町村が、居住及び都市機能の立地の適正化を図るために作成する計画です。
●届出・勧告による緩やかな立地コントロールと経済的なインセンティブを組み合わせて、市街地の更なる拡大を抑制する制度です。
●都市全体を見渡す観点から都市計画区域全体を計画区域とすることを基本としており、都市計画マスタープランの一部となります。
●長期的な視点に立って都市構造の再編を推進していくアクションプランとしての性格から、おおむね５年ごとに評価を行います。

《立地適正化計画における誘導区域のイメージ》

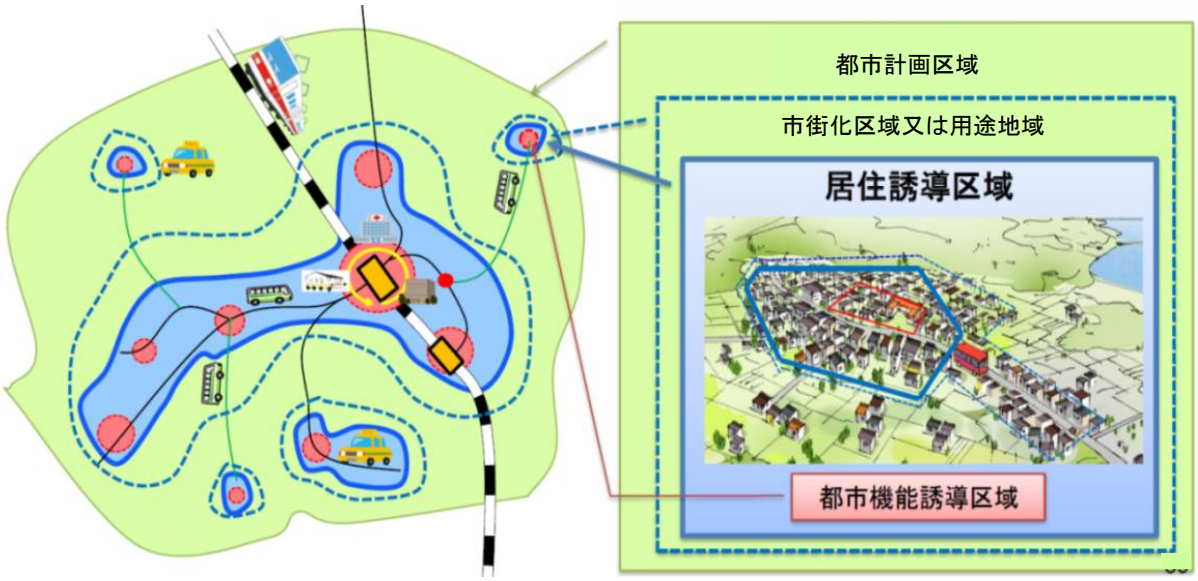

（立地適正化計画にかかる主な制度）

●都市機能誘導区域内
・誘導施設に対する容積率の緩和制度（特定用途誘導地区）
・民間の誘導施設整備にかかる税制・金融に支援（民間誘導施設等整備事業）
・国の財政支援措置の重点化　など

●居住誘導区域内
・住宅整備事業者による都市計画提案（都市計画提案の要件緩和）
・国の財政支援措置の重点化　など

●誘導区域の外
・一定規模以上の住宅建築や誘導施設の建築等の届出・勧告

出典：国土交通省「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画概要パンフレット

2　高崎市立地適正化計画の位置づけ

（1）高崎市立地適正化計画の位置づけ

本計画は、本市の都市づくりの理念である、高崎市第６次総合計画で掲げる「いつまでも、ずっと暮らしたい高崎」と、高崎市都市計画マスタープランで掲げる「人・もの・情報が集積し、たくましく豊かに発展を続ける創造都市」の実現を図るための計画として位置づけます。

また、群馬県の策定する県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を踏まえるとともに、交通、農業、防災、産業、環境、商業、医療・高齢者福祉、子育て・教育、交流・コミュニティ等の関連分野と連携・整合を図るものとします。

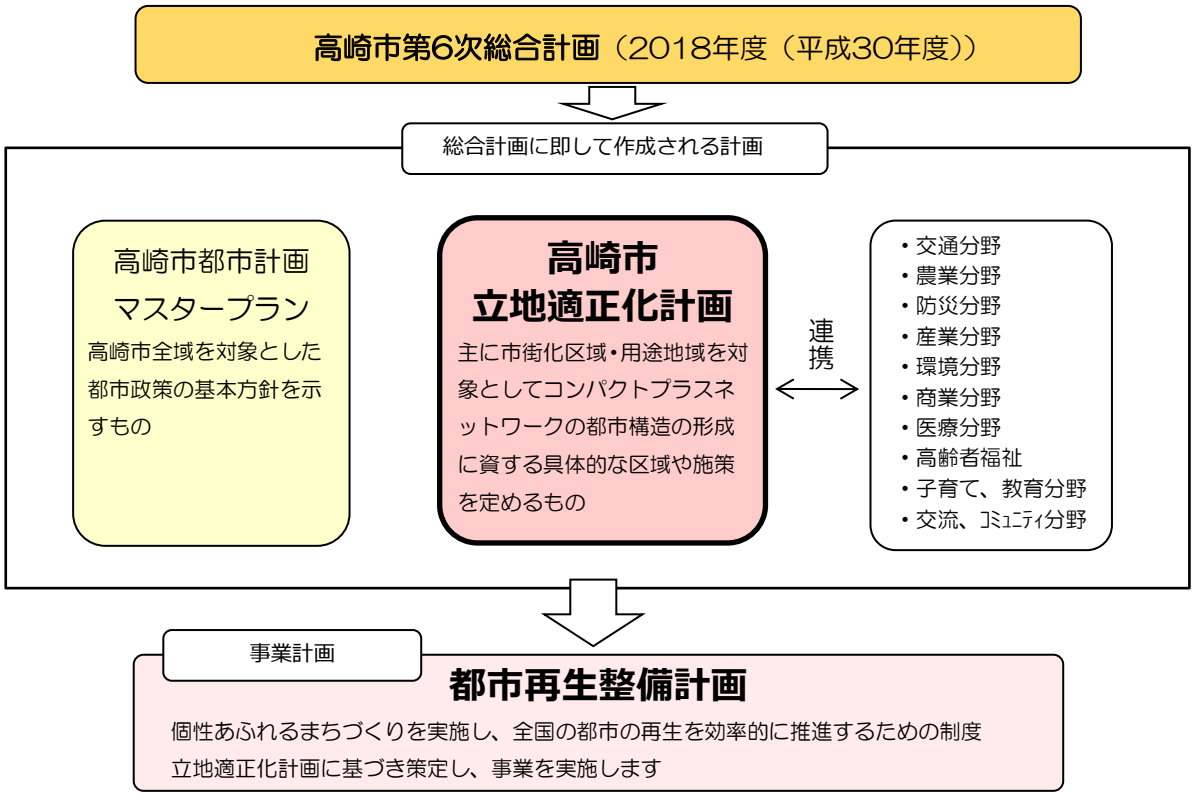

（２）計画の対象区域

本計画では、高崎都市計画区域及び箕郷都市計画区域、榛名都市計画区域、吉井都市計画区域の都市計画区域全域を対象とします。

なお、倉渕地域については都市計画外のため、本計画において拠点づくりの考え方について設定します。

高崎市立地適正化計画の対象区域：都市計画区域全域

（３）計画の目標年次

立地適正化計画は、「おおむね２０年後の都市の姿を展望することが考えられる」とされています。（第 13 版都市計画運用指針（国土交通省））

これを踏まえ、本計画の目標年次は以下のとおりとします。

高崎市立地適正化計画の目標年次：2040 年度（令和 22 年度）